

病院側隠ぺい認めず

京大病院
医療事故

大阪高裁判決 遺族の控訴棄却

京大病院（京都市左京区）で2000年2月、人工呼吸器の加温加湿器に消毒用エタノールが誤注入され、難病で入院中だった藤

井沙織さん（当時17歳）が死亡した医療事故で、両親が京都大と医師ら9人に約1億400万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判

決が31日、大阪高裁であった。両親は「病院側は事故を隠そうとした」と主張したが、小田耕治裁判長は「隠ぺいの意図や行動は認められない」とし、看護師4人の過失だけを認めて2800万円の賠償を命じた1審・京都地裁判決を支持、両親の控訴を棄却した。

判決によると、同病院の看護師（業務上過失致死罪で有罪確定）が2月28日、精製水とエタノールの容器を取り違えて注入。他の看護師も気づかず、沙織さんは3月2日に死亡した。

小田裁判長は「誤注入の報告に時間を要するなど事故隠しと受け止める状況が、隠

京大病院人工呼吸器エタノール事件
民事高裁控訴棄却
2008年2月1日 読賣新聞（大阪）